

定期監査結果報告書

- 1 監査の実施期間 令和6年1月5日から令和6年2月19日まで
- 2 監査の対象年度 令和5年度
- 3 監査の実施日及び対象課室名

実施日	対象課室名
1月5日(金)	財政課、広報情報システム課
1月10日(水)	税務課
1月12日(金)	総務課財産管理室
1月15日(月)	市民環境課
1月16日(火)	総務課(職員係を除く。)、生活福祉課
1月18日(木)	健康推進課、子育て世代包括支援センター、新型コロナウイルス感染症対策室
1月19日(金)	福祉総務課
1月24日(水)	上下水道課
1月25日(木)	国保年金課
1月26日(金)	介護保険課、地域包括支援センター
1月29日(月)	学校教育課
1月30日(火)	指導課、教育研究所、総務課防災管理室
2月1日(木)	文化スポーツ課
2月2日(金)	社会教育課、追子野木公民館
2月5日(月)	都市建築課
2月6日(火)	土木課
2月8日(木)	農林課
2月9日(金)	企画課(秘書係を除く。)
2月13日(火)	議会事務局、農業委員会事務局
2月14日(水)	会計課、企画課秘書係、総務課職員係
2月15日(木)	商工課
2月16日(金)	観光課
2月19日(月)	選挙管理委員会事務局

4 監査の着眼点及び実施内容

本監査は、令和5年度の財務に関する事務の執行について、黒石市監査基準（令和2年4月1日施行）に基づいて実施したものである。

監査に当たっては、調定決議書、支出負担行為決議書、支出命令書、旅行命令簿、時間外（休日）勤務等命令簿、郵便切手受払簿、備品保管簿などの関係書類の提出を求めて行った。契約に係る事務、補助金の交付に係る事務及び各種団体に係る事務については、抽出により行った。

また、例月出納検査及び前年度の監査の結果も参考とし、担当の職員に説明を求めるなど、主に法令等に適合し、正確で、経済性、効率性及び有効性が確保され、適正に執行されているかを重点として実施した。

主な着眼点は、次のとおりである。

- (1) 予算は、適正に執行されているか。
- (2) 収入に関する事務は、適正に執行されているか。
- (3) 支出に関する事務は、適正に執行されているか。
- (4) 旅行命令は、合理的に行われ、適正に執行されているか。
- (5) 時間外（休日）勤務等命令は、合理的に行われ、適正に執行されているか。
- (6) 郵便切手等（郵便切手、料額印面の付いた郵便葉書、レターパック等）は、適正に管理されているか。
- (7) 公有財産及び備品は、適正に管理されているか。
- (8) 契約に係る事務は、適正に執行されているか。
- (9) 補助金の交付に係る事務は、適正に執行されているか。また、補助金は、交付の目的の達成のために、合理的で、かつ、効果的に運用されているか。
- (10) 各種団体に係る事務は、預金等の通帳及び当該通帳のはんこが適正に管理され、経理事務が適正に執行されているか。

5 監査の結果

令和5年度の財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認めた。詳細は、次のとおりである。

なお、各事務の処理に関し、口頭により注意を促した軽微な事項については、省略する。

(1) 予算の執行について

予算の執行については、予算の流用等の濫用は認められず、適正に執行されていると認めた。

(2) 収入に関する事務について

収入に関する事務については、専決事項について専決権者が誤っていたもの、調定の時期が誤っていたもの及び総額について調定すべきところを分割して調定していたものが一部で見られたものの、その他については、おおむね適正に執行されていると認めた。

(3) 支出に関する事務について

支出に関する事務については、契約を締結したものについて支出負担行為がされていないもの、専決事項について専決権者が誤っていたもの、請求書における真正性の確認をしていないもの及び支出負担行為において債権者の住所が誤っていたものが一部で見られたものの、その他については、おおむね適正に執行されていると認めた。

(4) 旅行命令について

旅行命令については、合理的に行われており、専決事項について専決権者が誤っていたもの、旅行命令が発せられていないもの及び旅費の計算について、最も経済的な通常の経路及び方法で計算することの認識不足等が一部で見られたものの、黒石市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例、黒石市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等に基づき、おおむね適正に執行されていると認めた。

(5) 時間外（休日）勤務等命令について

時間外（休日）勤務等命令については、合理的に行われており、時間外勤務手当の支給の割合が誤っていたもの、勤務時間数の算定が誤っていたもの及び時間外勤務が命じられていないものが一部で見られたものの、黒石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等に基づき、おおむね適正に執行されていると認めた。

(6) 郵便切手等について

郵便切手等の執行に係る事務については、郵便切手の受入れ等の遺漏及び数量の誤りが一部で見られたものの、郵便切手等の不正な使用はなく、黒石市会計規則に基づき、おおむね適正に管理されていると認めた。

(7) 公有財産及び備品について

公有財産（行政財産及び普通財産）については、良好な状態で維持し、及び管理され、建物の維持、補修等についても、全般的に配慮されていると認めた。

備品の管理に係る事務については、当年度に購入した物品が備品保管簿に登録されていないもの、物品の検査の遺漏、受入れの金額等が誤っているもの等が一部で見られたものの、黒石市会計規則に基づき、おおむね適正に管理されていると認めた。

(8) 契約に係る事務について

契約に係る事務については、随意契約の理由が誤っているもの、1人から見積書を徴する理由が誤っているもの、契約保証金、遅延利息等について契約書に記載されていないもの

の、決裁の遺漏等が一部で見られたものの、その他については、黒石市契約規則等に基づき、おおむね適正に執行されていると認めた。

(9) 補助金の交付に係る事務について

補助金の交付に係る事務については、見積書、交付申請書及び実績報告書の不備が一部で見られたものの、交付の目的の達成のために、合理的で、かつ、効果的に運用されており、黒石市補助金等の交付に関する規則及び各補助金交付要綱に基づき、おおむね適正に執行されていると認めた。

(10) 各種団体に係る事務について

各種団体に係る事務については、収入の手続の遺漏及び支出の手続の誤りが一部で見られたものの、団体が所有する普通預金又は普通貯金の通帳及び当該通帳のはんこの管理については、黒石市の課室等に事務局を設置する各種団体の事務に関する取扱要綱に基づき、適正に管理されていると認めた。